

## 市町村政策法務支援事業

# 「よろず法務相談室」

## やっています！

日頃、業務をされていて、こんなことはありませんか…



- ◆ほかにはない条例を制定することになった！
- ◆条例改正するけど、この際ほかに見直す必要はないかな？
- ◆住民からの申請に対する処分は、このやり方で大丈夫？
- ◆住民から審査請求されそう！
- ◆職員の法務スキルを向上させるような研修をやりたい！



**田村 泰俊 客員教授(行政法・政策法学)**が

「こんなこと相談しても大丈夫ですか？」  
といった御相談から対応しています。  
どうぞお気軽にお問い合わせを！

※下記 HP に過去の相談実績や相談の際の様式を掲載しています。

相談の際は、様式に記載の上、問い合わせ先にご連絡願います。

[https://www.iwatepu.ac.jp/contribution/post\\_138.html](https://www.iwatepu.ac.jp/contribution/post_138.html)



【問い合わせ先】

岩手県立大学 研究・地域連携室

TEL：019-694-3330

E-mail：chiren@ml.iwate-pu.ac.jp